



令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（3万円/1世帯）のご案内

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

利島村が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- ・世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」世帯の世帯主
- ・令和5年9月1日時点で利島村の住民基本台帳に登録されている方

世帯全員が令和5年1月1日以前から利島村の住民基本台帳に登録されている

はい

いいえ

令和4年度「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金」を利島村から受給した

はい

いいえ

世帯全員が令和4年中の所得申告済み

はい

いいえ

申請不要

該当する方には「令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」を「令和4年度電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金」と同じ振込口座に振込みますので申請は不要です。（10月20日頃振込み予定）

提出が必要

<令和5年10月20日（金）必着>

該当する方には「令和5年度住民税非課税世帯特別給付金支給要件確認書」を送ります。

詳しくは、裏面「B利島村から「確認書」が届いた方」をご覧ください。

申請が必要

<令和5年10月20日（金）必着>

「令和5年度住民税非課税世帯特別給付金申請書（請求書）」の提出が必要です。

詳しくは、裏面「C世帯員の中に令和5年1月2日以降に利島村に転入してきた方がいる」をご覧ください。

給付金の支給手続き

A 申請不要の方

- 「令和4年度電気・ガス・食料品等緊急支援給付金」と同じ振込口座に振り込みます。
- 下記の場合のみ、届出が必要です。住民課までご連絡ください。
 - ①給付金の支給を辞退する方
 - ②給付金の振込口座を変更したい方

B 利島村から「確認書」が届いた方

①令和4年度電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を、利島村から受給していない方

- 内容を確認し必要事項を記入のうえ、住民課に**令和5年10月20日（金）**までに提出してください。

- 【確認事項】
- ①給付金の振込先（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義）の確認
 - ②通帳のコピー、世帯主の身分証明書のコピー等を添付
 - ③住民税が課税されている方の扶養親族のみ世帯ではないことを確認



②世帯の中に、令和4年中の所得を申告していない（未申告）方がいる場合

- 内容を確認し必要事項を記入のうえ、住民課に**令和5年10月20日（金）**までに提出してください。

- 【確認事項】
- ①確認書の表面に記載されている給付金の振込口座情報（変更する場合のみ裏面に記入し、証明書類を添付）
 - ②未申告の方に、課税相当の所得がないこと（※課税相当の所得が確認された場合、支給対象とはなりません）
 - ③住民税が課税されている方の扶養親族のみ世帯ではないことを確認。

C 世帯員の中に令和5年1月2日以降に利島村に転入してきた方がいる

- 給付金を受け取るには、**令和5年10月31日（火）**までに「申請書」の提出が必要です。（10月5日（木）から受付開始）
- 「申請書」は**住民課窓口**で受け取ることができます。
- 申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と併せ提出してください。



転入してきた方の令和5年度非課税証明書が必要です。
令和5年1月1日時点で住民登録をしていた自治体から取得してください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

利島村 住民課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

☎04992-9-0013

受付時間 平日8:30~17:00（土日休日を除く）